

果実飲料についての検査方法

制 定 昭和37年 3月22日農 林 省告示第360号
改 正 平成18年 2月28日農林水産省告示第210号
最終改正 平成30年 3月29日農林水産省告示第688号

- 1 検査は、抽出して行う。
- 2 抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、3から6までに定めるところによる。
- 3 第1種検査方法
 - (1) 抽出の割合
品種が同一と認められる果実飲料の2日分の製造荷口を検査荷口とし、その検査荷口から無作為に2個のかん、びんその他の容器を抽出し、それぞれのかん、びんその他の容器から濃縮果汁の場合にあっては100g、その他の果実飲料の場合にあっては200gを採取して試料とする。
 - (2) 検査に係る格付の基準
試料の単位体ごとに当該試料に係る日本農林規格に基づいて検査を行い、その結果、当該試料の単位体の全てが当該日本農林規格に定める合格の標準に適合するときは、当該検査荷口の果実飲料を合格に格付する。
- 4 第2種検査方法への移行
3に定めるところにより検査を行った結果、その検査荷口の果実飲料が連続して5回合格に格付されたときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、5に定めるところによるものとする。
- 5 第2種検査方法
 - (1) 抽出の割合
4の規定により抽出の割合及び検査に係る格付の基準が5に定めるところによることとなった果実飲料でその品種が同一と認められるものの15日分の製造荷口を検査荷口とし、その検査荷口から3の(1)の規定に準じて2個の試料を抽出する。
 - (2) 検査に係る格付の基準
3の(2)に同じ。
- 6 第1種検査方法への移行
5に定めるところにより検査を行った結果、合格に格付されない検査荷口があったときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、3に定めるところによるものとする。

最終改正の改正文（平成30年 3月29日農林水産省告示第688号）抄
平成30年 4月 1日から施行する。